

議会運営委員会議会改革検討小委員会

次 第

日時：令和8年6月11日(木)

議会運営委員会終了後

場所：議会運営委員会室

1 開 会

2 京都府議会の選挙区・定数のあり方について

3 その他

※次回開催予定：6月18日(木) 議会運営委員会終了後

4 閉 会

議会改革検討小委員会 選挙区・定数のあり方に係る中間整理

議会改革検討小委員会では、選挙区・議員定数のあり方について、過去の議論の経過や他府県における検討状況を確認するとともに、推計人口による選挙区人口の動向把握を行ってきた。こうした中、確定的な検討には国勢調査結果が必要であるため、令和8年5月以降とされる令和7年国勢調査速報値の公表までの間において、地方議会及び議員の役割や選挙区・議員定数をテーマに、参考人からの意見聴取及び質疑を実施した。

本中間整理は、選挙区・議員定数のあり方について、参考人の意見及び主な質疑を整理し、次期小委員会に引き継ぐための基礎資料として、取りまとめたものである。

【参考人からの意見聴取の概要】

日 時：令和8年4月6日（月）午後1時30分～午後3時30分

場 所：京都府庁 議会棟3階 第6委員会室

参考人：京都大学法学系（大学院公共政策連携研究部） 教授 原田大樹 氏

聴取した意見：「地方議会・議員の役割や選挙区・定数のあり方について」

1 参考人の意見

(1) 地方議会・議員の法的地位

ア 憲法と地方議会

日本国憲法は、第93条において地方公共団体に議事機関として地方議会を必置とし、その構成員である議員を住民の直接選挙により選出することを定めている。地方議会は憲法上の「議事機関」として、団体意思の形成を担い、地方自治の本旨、とりわけ住民自治を実現するうえで極めて重要な地位を有している。

イ 地方自治法と地方議会

地方自治法は、地方議会に条例制定や予算の議決、行政監視などの広範な権限を認めている。議員定数は条例主義により各地方公共団体の判断に委ねられる一方、兼職禁止は一律に定められ、地方議会は利害関係から独立した中立的な合議体として位置付けられている。

ウ 公職選挙法と地方議会議員

公職選挙法は、地方議会議員の選挙権・被選挙権及び選挙区の設定を定め、都道府県議会では市町村を基本単位とする選挙区が原則とされている。選挙区及び定数配分は人口比例を基本としつつ、特別の事情がある場合には、人口を基準に地域間の均衡を考慮することが認められている。

(2) 立候補者確保の方策

ア 兼職制限と居住要件の緩和可能性

地方議会議員のなり手不足は深刻化しており、令和5年統一地方選挙では、道府県議会議員選挙区の37.1%で無投票当選が生じている。

これに対し、他の地方公共団体職員の立候補制限や居住要件の見直しが検討されてきたが、中立性・公正性、職務専念義務や住民代表性との関係で課題が多く、地方制度調査会等でもなお結論は得られていない。

イ 議会活動の環境整備

多様性の確保を前提に、専門議員を増やすか、兼業議員を増やすかについては、各地方公共団体が自律的に判断すべき事項である。専門議員の増加を図る場合には、報酬を中心とした待遇の改善が必要となり、兼業議員の増加を図る場合には、休日・夜間議会の開催やオンラインによる委員会出席など、議会運営上の工夫を進める必要がある。

(3) 正統性確保の方策

ア 人口比例原則

公職選挙法は、参政権の平等（一人一票）を前提として、人口比例原則に基づく定数配分を求めていると考えられる。

最高裁判例の傾向としては、1票の較差が3倍を超える場合には違法と判断される可能性が高いとされている一方、単に較差の数値のみではなく、特別の事情の有無や是正に向けた検討・努力の状況も考慮されている。

この特別の事情としては、都道府県と政令指定都市との関係も検討対象となり得るが、政令指定都市が有する権限や人口規模のみをもって人口比例原則からの逸脱を正当化することには限界があり、地域代表性の確保という文脈の中で限定的に考慮され得るものと考えられる。

イ 基礎自治体選挙区原則

都道府県議会議員選挙においては、市町村を単位とする選挙区設定（基礎自治体選挙区原則）が採られており、地域代表を議会に送り出す趣旨に基づくものである。

他方、人口減少の進行により、郡部を中心に一人区の増加や合区が生じ、現職優位や無投票当選、多様な民意が反映されにくいといった課題が生じている。こうした中、一人区を選択して地域代表性を重視するのか、合区を選択して新規参入の可能性を高めるのか、あるいは議員数の増加を選択し、議会の監視・政策形成機能を重視するのかといった、政策的な選択が求められている。

ウ 首長と議会の役割分担

日本の地方自治制度は、首長と議会がそれぞれ住民から直接選ばれる二元代表制を採用しており、京都府議会基本条例も、この制度を前提として、両者の役割分担及び緊張・協力関係を想定している。

首長選挙が地方公共団体全体の民意形成を担うのに対し、地方議会は多様な意見や地域の利害を代表し、議事機関としての討議を通じて意思決定を行う役割を担っている。このため、地方議会選挙においては、民意の多様性や地域性を反映した多様な代表の確保が特に重要である。

エ まとめ

人口減少の進行により、今後は都道府県の役割が従来以上に重要となり、とりわけ市町村による行政事務の遂行が困難となる過疎地域において、府県の補完的役割がより重視されると考えられる。

一方で、公職選挙法が抜本的に改正されない限り、人口比例原則と基礎自治体選挙区原則は維持されるため、地域代表性の確保という特別の事情について正当化できる事情を示すことが重要である。その際、1票の格差は概ね2倍程度、最大でも3倍未満に抑えることに加え、選挙区や定数の見直しを恒常的かつ慎重に行い、その過程及び内容について外部から確認可能な透明性を確保することが求められる。

2 主な質疑（○：委員、●：参考人）

(1) 人口減少下の議会・議員の役割等について

- 人口減少下で定数削減を求める声が出る一方、そのことで議会の多様性や地域代表性、監視・政策形成といった機能が弱まる懸念もある。このような中で議会や議員にはどのような役割が求められるか。
- 議会の監視機能や政策形成機能は、憲法や地方自治法が議事機関としての地方議会に託している役割であり、議事機関としての地方議会の最も重要な点は、多様な意見を持っている人たちが公開の場で議論するということにある。多数の職員を抱え、多様な行政活動を行っている首長部局を監視するには一定の人数が必要であり、また政策形成の面でも一定数の代表者がいなければ多様な利益・考え方を代表することが不可能になるので、定数の削減には慎重な考慮が必要と考える。
- 人口減少や市町村合併などを理由とした、これまでの京都府議会における定数削減の経緯についても、立ち返った議論が必要と考えるがどうか。
- これまでの地方自治体における定数削減の議論は、その時々的人口の変化や財政状況で判断する傾向が強いという印象は持っている。今後は、議会として最低限必要な人員はどれくらいかということを考えた上で議論する必要があるのではないかと考える。

(2) 1票の較差・逆転区の法的な許容範囲等について

- 地域代表性・多元的代表制を守るという観点から、1票の較差・逆転区はどの程度まで法的に認められるか。
- 最高裁判所はこれまで較差3倍という線を引いており、逆転選挙区の多寡は判断の中であまり意味を持っていないようである。3倍を超えない範囲であれば、特別の事情を合理的に説明でき、これまで是正のための努力をしていれば違法とされる可能性は低いのではないかと考える。
- 是正のための努力とはどのようなことをしていけばよいか。
- この小委員会のような会議体が議会に設置され、選挙区・定数について議論を行い、その内容が明確に外部に示されているということは、最高裁判所も重視すると考える。
- 今後、選挙区・定数についての検討をどのように進めていくことが効果的と考えるか。
- 議会自身が会議体を作って検討するということが重要と考える。他方、具体的に選挙区・定数を動かすとなると、議員は利害関係者になるので、第三者の専門家に一旦検討させて、その案を基にもう一度議会で議論するというやり方が、透明性・中立性の観点から望ましいと考える。

(3) 人口比例以外に考慮すべき事項について

- 人口だけでは過疎地域の声を府政に届けるのは難しいと思っているが、地理的条件・産業構造などはどの程度考慮できるのか。
- 地域代表性が公職選挙法上重要であり、地理的条件・産業構造も地域代表性の中で考慮することは十分あり得る。
- 政令指定都市が持つ権限の大きさを選挙制度・定数配分に反映することは考えられるか。
- 政令指定都市と都道府県の関係は選挙制度ではなく大都市制度の問題と考える。京都市の住民かそれ以外の住民かは、京都府との関係において区別がないので、投票に関して差をつけるのは難しい。
- 公共事業や防災などを考えると郡部選出の議員の作業量は増大すると考える。その点から全体的に効果的な議員定数のあり方を検討することはできないか。
- 一人一票という憲法上の原則を考えると議員1人当たりの任務や仕事量をベースに選挙区・定数を決めるのは難しい。
- 人口が減ったからといってすぐに選挙区・定数を減らすと、その後人口が増えても戻すことは難しい。将来的な人口の動きを考慮することは認められるか。
- 人口が減少していても将来的に増えることが分かっている場合は、それを特別の事情として削減・合区をしないという選択をしても最高裁判所に違法とされる可能性は低いと考える。

(4) 一人区について

- 一人区については現職が優位になり挑戦がしづらいなど、無投票当選の増加につながるという話がある。一人区は多様な民意の反映を阻害するのではないかと思うがどうか。
- 一人区は基本的に避けた方がよいと考えている。現職優位や挑戦する人が少なくなるという理由だけではなく、地域を代表する議員が1人しかいないということは、多様な声を代表できなくなるのではないかという問題がある。

(5) 合区について

- 合区を行うと有権者と候補者との関係が希薄になること、選挙区の設定で区割りが恣意的になることが懸念されるが、合区の問題点についてはどのように考えられるか。
- 合区については、地域の代表だという感覚がなくなるのが最大の問題である。公職選挙法では基礎自治体のまとまりで一定の代表者を出すことが想定されているが、合区になると必ずしも共同体ではない区域から議員を出すことも想定される。

(6) 議員定数の増加について

- 議員定数を増加させるという選択肢も大事だと思うが、それについてはどのように考えるか。
- 議会が持つ首長部局に対する監視機能という点では、現在の議員の数でも足りていないと考える。政治的には難しいが、理論的には十分考えてよい選択肢ではないか。

- 一人当たりの議員報酬を減らして、総額を維持したまま議員定数を増やすという方法は考えられないか。
- 政治的に定数を増やす・削減しないという選択が難しいのはお金の問題があると思うので、総額は変えないで人を増やすという選択は十分考えられる。他方で、議員の待遇として、専業で生活できるような水準は確保する必要がある。

(参考意見)

- 人口の偏在が進む中で、人口比例原則などは今後どうなっていくと考えるか。
- 先の議論を見通すのは難しいが、現在の公職選挙法の枠組みは大分限界を迎えていると思う。人口比例原則を重視するなら選挙区を設定しないことにしなければ解決せず、基礎自治体単位の選挙区を重視するなら1票の較差をもう少し広く見ないと成り立たないが、地方制度調査会ではそこまでの議論にはなっていない。
- 投票率低下は議会・議員の民主的正統性にどのような影響を与えるのか。
- 投票率と民主的正統性は学問的には関係がないが、政治学的には地方公共団体の住民が自分たちも府政に参画しているという意識を持てる状態にするのが重要ではないかと考える。
- 広域行政の今後の役割を考える中で専門人材の確保ということの延長線上に地方議会議員の役割を位置付けるような議論はあるのか。
- 専門人材の確保については地方制度調査会でも取り上げられているが、その延長線上に地方議員を位置付けるという議論はまだされていない。議員の住民代表としての面がフォーカスされており、政策形成や監視のスペシャリストということがあまり強調されていないためかと考えられる。
- 議員が選挙区以外の住民の意見も吸い上げていくことについて、制度的にどのように担保できると考えるか。
- 議会の中で公聴会や会議体を作って住民とコンタクトを取る、住民のところに直接出向いて集会やタウンミーティングのようなものを開くということはあると考える。
- 京都府は南北に広く、地域によって議員に移動距離や時間に大きな差があるが、議員の負担や活動時間の制約などの問題があると思うがどうか。
- 移動の制約は重要な問題であり、この点を改善するためにもオンラインによる委員会出席などを考える必要があるのではないかと考える。
- 地方制度調査会の中で、議員の候補者を増やすためにはどのようなアイデアが出ているのか。
- これまでの議論では、他の地方公共団体職員との兼職制限の緩和と居住要件を緩和の2つが代表的な提案だが、実現は容易ではない。

3 参考資料

◆別添 1 近年の京都府議会議員の選挙区・定数の検討状況について

- ・検討経過（平成 23 年～令和 5 年）
- ・選挙区・定数等に係る検討結果（平成 22 年～令和 4 年）

◆別添 2 選挙区・定数検討資料集

1 京都府の状況

- ①京都府の推計人口の推移と選挙区定数
- ②選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 2 年国勢調査確定値）
- ③選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 7 年国勢調査速報値）
- ④選挙区別人口と議員数（令和 2 年国勢調査確定値）※逆転選挙区資料
- ⑤選挙区別人口と議員数（令和 7 年国勢調査速報値）※逆転選挙区資料
- ⑥選挙区及び定数の経過（平成 11 年一般選挙以降）
- ⑦「1 票の較差」・「『逆転選挙区』の数」の推移
- ⑧市町村別配当基数（国勢調査）
- ⑨市町村・選挙区ごとの人口の推移（国勢調査）
- ⑩選挙区別将来推計人口
- ⑪選挙区別流出流入人口（夜間人口、昼間人口）
- ⑫京都府議会議員の選挙区配置と定数（府内地区）

2 全国の状況

- ⑬議員定数に関する全国状況等
- ⑭各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況（R5 以降）
- ⑮都道府県別 総人口の推移
- ⑯一票の較差に関する全国状況
- ⑰逆転選挙区に関する全国状況

3 その他

- ⑱都道府県議会議員選挙における一票の較差に関する最高裁判決の状況
- ⑲都道府県議会議員選挙区に関する法令
- ⑳議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例
- ㉑用語集

※ 下線の資料については、令和 7 年国勢調査速報値を反映したもの

近年の京都府議会議員の選挙区・定数の検討状況について

1 令和5年4月一般選挙に向けた検討（改正なしで一致）

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 8回（令和4年8月19日から10月4日まで）
- (3) 検討結果
 - 議員定数及び選挙区は、現状維持
 - 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していくことで一致

2 平成31年4月一般選挙に向けた検討（改正なしで一致）

- (1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会
- (2) 開催回数 7回（平成30年7月13日から10月3日まで）
- (3) 検討結果
 - 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきであるとの考え方で一致
 - 今回については、議員定数及び選挙区は、現状維持で一致。今後とも「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきとの考え方で一致。

3 平成27年4月一般選挙に向けた検討

- (1) 協議の場 議会運営委員会議会改革検討小委員会
- (2) 開催回数 11回（平成26年3月3日から9月18日まで）
- (3) 検討結果
 - 公職選挙法の改正により選挙区の名称及び区域の表記について変更する必要が生じたため、選挙区の名称は従来どおりとし、選挙区の区域の表示方法については、これまでの市名と郡名のみから、市名と郡名に町村名を追記
 - 総定数・選挙区ごとの定数については、一つの結論にとりまとめることは困難であったため、小委員会においては表明された意見を整理し、議会運営委員会に報告

（その後の経過）

平成26年9月定例会において、以下の2件の議案が提案された。

<案－1> 提出会派：自民

・「宇治市及び久世郡」を「1人」増員、「左京区」を「1人」減員

<案－2> 提出会派：民主

・議員の定数、選挙区の定数は変更せず、選挙区の区域の表記のみ変更



賛成多数で「案－1」が可決・成立

4 平成23年4月一般選挙に向けた検討

(1) 協議の場 議会運営委員会選挙区・定数等小委員会

(2) 開催回数 5回（平成22年7月21日から10月7日まで）

(3) 検討結果

○ 「相楽郡」を「木津川市及び相楽郡」とする。

○ 議員定数と選挙区の定数について

◆ 「木津川市及び相楽郡」は「2人」とする。

◆ 議員定数、選挙区の定数については、これまでの検討の経過を踏まえながら、次の案の表明がなされた。

<案－1>

・ 議員の定数は「62人」を「3人」減員、「1人」増員の「60人」とする

・ 「左京区」、「舞鶴市」、「南丹市及び船井郡」を「1人」減員

・ 「西京区」を「1人」増員

<案－2>

・ 議員の定数は「62人」を「1人」減員、「1人」増員

・ 「南丹市及び船井郡」を「1人」減員

・ 「西京区」を「1人」増員

(その後の経過)

平成22年9月定例会において、上記の2案が議案として提案された。

<案－1> 提出会派：自民、公明、民主、創生

<案－2> 提出会派：共産



賛成多数で「案－1」が可決・成立

選挙区・定数等に係る検討結果

令和 4 年 10 月 5 日
議会運営委員会
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、令和 5 年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、令和 4 年 7 月 26 日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結果は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検と課題

(1) 点検の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について令和 2 年国勢調査人口を基準とし、点検を実施した。

(2) 点検に当たっての主な視点

- ・ 議員の総定数について（現行60人）
- ・ 選挙区の区割りについて（現行25選挙区）
- ・ 選挙区ごとの議員の定数について
- ・ 「一票の較差」について（現状、最大1.90倍）
- ・ 「逆転選挙区」について（現状、3 通り）

2 検討の結果

各会派間で検討した結果について、次のとおり取りまとめる。

(1) 基本的な考え方

① 府議会の役割

府議会は、この間の新型コロナウイルス感染症拡大防止対策に対し、随時、臨時会を開催し、府内各地域における府民の意見の把握に努め、関係補正予算等について審議するなど、二代表制の一翼として、その役割を果たしてきた。

選挙区・議員定数は、府議会がこのような役割を十分に担えるように定める必要がある。

② 人口比例と地域間の均衡

選挙区・議員定数は、人口比例を原則としながら、府民の幅広い意見をくみ上げることができるよう、地域間の均衡を考慮する必要がある。

③ 府民の理解

選挙区・議員定数は、府民から十分に理解が得られる内容とする必要がある。

(2) 検討内容

① 議員の総定数について

- 現在の府議会の総定数（60人）は、旧地方自治法で定められていた上限数（68人）と比べて少ない水準に抑えられており、コロナ禍や物価高等が府民の生活を圧迫し、行政需要も高まる中では、幅広い府民のニーズを府政に十分に反映するための総定数として、増員も含めた検討が考えられる。
- しかしながら、府の国勢調査人口が減少し、また、他の都道府県において総定数を維持又は削減していることからすれば、総定数については現行の定数を維持すべきである。

② 「一票の較差」について

- 一票の較差は縮小することが望ましいが、一方で府内における地域間の均衡も考慮する必要がある。
- 令和2年国勢調査人口による較差は、京都府においては最大で1.90倍に留まっており、他の都道府県の状況や、最高裁判所の判例を考慮すると、直ちに是正が必要な顕著な較差があるとはいえない。

③ 「逆転選挙区」について

- 逆転選挙区については、人口比例の原則から解消していくことが望ましい。
- 一方で、総定数を維持したまま逆転選挙区を解消する場合、一部の選挙区において定数の削減が必要となるが、そうした選挙区においては、人口動態や行政需要などについて考慮すべき事情があり、直ちに定数を見直せる状況にはない。

(3) まとめ

- 以上の検討内容から、令和5年度の一般選挙の取扱いについては、議員の総定数、選挙区の区割り及び選挙区ごとの議員の定数のいずれも現状維持とすべきである。
- 一票の較差の縮小や逆転選挙区の解消については、今後も検討が必要な課題として認識し、人口動態について注視していく。

選挙区・定数等に係る検討結果

平成30年10月4日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数等に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会では、平成31年一般選挙に向けた議員の選挙区・定数等の取扱いについて協議するため、平成30年7月12日、議会運営委員会に「選挙区・定数等小委員会」を設置し、公開の場で議論を重ねた。
- ・ 小委員会において取りまとめた結論は、以下に記載のとおりである。

1 「選挙区・定数等の現状」の点検等と課題

(1) 点検等の実施方法

- ・ 選挙区・定数等の現状について点検等を実施し、課題を抽出する。
- ・ 点検等の実施に当たっては、平成27年国勢調査人口を基本とし、直近の推計人口なども参考とする。

(2) 点検等に当たっての主な視点

- ・ 「一票の較差」の状況（現状、最大1.76倍）
- ・ 「逆転選挙区」の状況（現状、2通り）
- ・ 市町村議会での決議（木津川市及び相楽郡の区域に係る定数関係）
- ・ 全国の趨勢（公職選挙法の改正の経過、他の都道府県の状況等）
- ・ 前期までの経過
- ・ 府民視点

2 検討の結果

各派間で検討した結果について、次のとおり、取りまとめるものとする。

(1) 「一票の較差」について

- これまで、府議会としては「一票の較差」の是正に取り組んできたところであるが、平成27年国勢調査人口による較差は、最大で1.76倍にとどまっている。
- 今回については、(2) のイのとおり、選挙区について現状維持とするので、今後とも、「一票の較差」の状況について点検等を行い、必要があれば、是正がなされるよう努めるべきである。

(2) 議員定数及び選挙区について

ア 議員定数についての基本的方向性

- 議員定数は、多様な府民の意思を的確に府政に反映させるため、府民の理解が得られる必要定数とするべきである。

イ 平成31年一般選挙の取扱いについて

- 議員定数及び選挙区は、今回については、現状維持とする。

公職選挙法の改正に伴う「京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例」の検討結果

平成26年9月22日
議会改革検討小委員会

(検討の経緯)

▶ 京都府議会は、次のことから、議会改革検討小委員会において平成26年3月3日以来、検討を重ねてきた。

- ① 公職選挙法の改正（平成25年12月11日公布）により、従来「郡市の区域」によろとしていた都道府県議会議員の選挙区の設定について、「市の区域」、「市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域」、「隣接する町村の区域を合わせた区域」のいずれかによることとなるとともに（政令市については2以上の選挙区を設ければ、行政区を合わせた選挙区の設定が可能）、その名称及び区域も条例で定めるものとされ、平成27年3月1日以後の一般選挙から適用されることとなった。

京都府の条例においては、既に選挙区の名称及び選挙区の区域について規定しているところであるが、公職選挙法改正の趣旨を踏まえ、選挙区の名称及び区域の表記について検討する必要が生じた。

- ② 条例には、議員の定数、選挙区及び各選挙区の定数を定めていることから、全文の内容を確定させるため、これらについても本委員会で検討することとなった。

1 選挙区の名称及び区域の表記について

(1) 検討の結果

選挙区の名称の表記は現行どおりとするが、選挙区の区域の表記は、今回の改正の趣旨を反映し、市名・郡名というこれまでの表記から、市名・郡名＋町村名という表記に変更することとする

2 議員の定数、選挙区及び各選挙区の議員の定数について

(1) 検討の視点

① 全体議論として

○京都府の社会・経済・行政・財政等の状況

- 人口比例の原則
- 前期までの改正の経過
- 国会並びに各地方議会の定数に関する趨勢
- 議会の権能

②選挙区議論として

- 一票の較差
- 逆転選挙区

(2) 検討の結果

議員の定数、選挙区及び各選挙区の議員の定数については、各会派の検討を踏まえた上で、委員の意見が表明された。意見の一致を見たところもあったが、小委員会として全ての項目について一つの結論にとりまとめることは困難となった。そのため、小委員会において表明された意見を以下のとおり整理し、本小委員会における検討結果のまとめとする(□内は主な意見の要旨)。

■議員の定数について

定数の総数については、「減員すべき」「少なくとも増員すべきでない」「現状維持」「平成 27 年国勢調査を確認すべき」という意見が出され、一致を見なかった。

- ・二代表制における議会の権能発揮という視点からは減員すべきでない
- ・予算規模は大きくなってきており、チェック機能は強めていく必要がある
- ・定数を減員したからといって、議会の権能が発揮できなくなるわけではない
- ・他県議会の定数議論の趨勢からは、総定数を減員すべきである

■各選挙区の議員の定数について

これまで一票の較差是正のために定数の見直しを行ってきたという経緯及び議長から議会費のあり方について検討の言及があったことを踏まえるという点については共通認識であり、人口比例の原則を踏まえることについては意見の一致を見たところであるが、それ以外の要素で意見が分かれた。

【政令市とそれ以外の市町村】

- 政令市の定数は大幅に減らすべき
 - ・政令市における府の権能は、他市町村に比べ小さい。京都市域の定数 10 減を提案する
 - ・少なくとも京都市とそれ以外の市町村の定数は同数であってもよいのではないか

- ・人口の少ない地域の住民意見の反映ができる仕組みを検討すべき

○政令市であるという理由で減らすべきでない

- ・政令市は定数の基礎となる選挙区の単位ではないし、府議会議員は選挙区だけではなく京都府全体を考えて仕事をしている
- ・府税の再配分の観点など、府が包括的に果たすべき役割を重視すべき
- ・人口比例を原則とするとしながら、政令市だからという別の基準を設けることは、政令市とそれ以外の市町村で一票の重みに差をつけるものであり、まちがい

【一票の較差】

- ・これまで 2 倍未満になることを目指して改正してきた結果、現在 1.79 倍となっている。2 倍以上の較差は許容されない
- ・許容される較差については、たとえ 2 倍以上であっても、違法と判断されないレベルで、他の要素も総合的に勘案して決めるべきものである

【逆転選挙区】

- ・逆転選挙区は望ましくないものである以上、是正すべき
- ・推計人口で見ると人口にも変動があり、平成 27 年国勢調査結果を待つべき
- ・直近の推計人口や逆転の程度を踏まえた上で、総合的に考えると、現状の逆転選挙区を許容すべき余地がある

3 条例の改正の時期

- 平成 26 年 9 月定例会中の改正をめざす

選挙区・定数に係る検討結果

平成22年10月7日
選挙区・定数等小委員会

(選挙区・定数に係る検討の経緯)

- ・ 京都府議会は、次のことから、平成22年7月20日、議会運営委員会に選挙区・定数等小委員会を設置し、公開の場で検討を重ねた
 - ① 現行の「相楽郡」選挙区に係る特例条例の期限を迎えるため、当該選挙区の区域や選挙区の定数を定める必要があること
 - ② 当該選挙区の定数を定めるに当たっては、それ以外の選挙区の状況を点検する必要があること
- ・ その結果は、以下に記載のとおり

1 選挙区の区域について

(1) 現行「相楽郡」選挙区の区域

- ・ 現行の「相楽郡」を「木津川市及び相楽郡」とする

(2) その他の選挙区の区域

- ・ 現行の「選挙区の区域」を引き続き、同じ「選挙区の区域」とする

2 各選挙区の議員の定数について

(1) 各選挙区の点検・検討の実施

- ・ 現行の定数について点検・検討を実施する
- ・ 点検・検討に当たっては、平成17年国勢調査の人口を基本に、直近の推計人口なども参考とする

(2) 点検・検討の基本方向と踏まえるべき視点

① 検討の基本方向

- ・ 人口を基本とする
- ・ 今日的視点に立つ
- ・ 合理性を確保する
- ・ 府域の均衡性を確保する

② 検討に当たって踏まえるべき視点

- ・ 京都府の厳しい社会・経済情勢、行財政状況などを踏まえる
- ・ 府内の各地方議会の定数を巡って減員する趨勢を踏まえる
- ・ 「一票の較差」に係る判例等を踏まえた較差の是正に努める
- ・ 二代表制における議会の権能が発揮できる体制確保に配慮する
- ・ 多様な民意が反映できることに配慮する

3 検討の結果について

(1) 議員定数と選挙区の定数

- ◆ 「木津川市及び相楽郡」については、「2人」とする
- ◆ 議員定数、選挙区の定数については、これまでの検討の経過を踏まえながら、次の案の表明がなされた

<案-1>

- ・ 議員の定数は「60人」として「2人」減員
- ・ 「左京区」、「舞鶴市」、「南丹市及び船井郡」の各選挙区を「1人」減員
- ・ 「西京区」の選挙区を「1人」増員

<案-2>

- ・ 議員の定数は現行の「62人」維持
- ・ 「南丹市及び船井郡」の選挙区を「1人」減員
- ・ 「西京区」の選挙区を「1人」増員

(2) 条例の改正の時期

- ・ 平成22年9月定例会中の改正が必要

選挙区・定数検討資料集

令和 8 年 6 月

議会改革検討小委員会

目 次

1 京都府の状況

資料 1	京都府の推計人口の推移と選挙区定数	1
資料 2	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 2 年国勢調査確定値）	2
資料 3	選挙区別議員 1 人当たり人口と較差（令和 7 年国勢調査速報値）	3
資料 4	選挙区別人口と議員数（令和 2 年国勢調査確定値）※逆転選挙区資料	4
資料 5	選挙区別人口と議員数（令和 7 年国勢調査速報値）※逆転選挙区資料	5
資料 6	選挙区及び定数の経過（平成 11 年一般選挙以降）	6
資料 7	「1 票の較差」・「『逆転選挙区』の数」の推移	7
資料 8	市町村別配当基数（国勢調査）	8
資料 9	市町村・選挙区ごとの人口の推移（国勢調査）	9
資料 10	選挙区別将来推計人口	10
資料 11	選挙区別流出流入人口（夜間人口、昼間人口）	11
資料 12	京都府議会議員の選挙区配置と定数（府内地図）	12

2 全国の状況

資料 13	議員定数に関する全国状況等	13
資料 14	各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況（令和 5 年統一地方選以降）	14
資料 15	都道府県別 総人口の推移	15
資料 16	一票の較差に関する全国状況	16
資料 17	逆転選挙区に関する全国状況	17

3 そ の 他

資料 18	都道府県議会議員選挙における一票の較差に関する最高裁判所判決の状況	18
資料 19	都道府県議会議員選挙区に関する法令	19
資料 20	京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例	20
資料 21	用 語 集	22

国勢調査速報値に基づく京都府の人口推移・選挙区定数の比較表

資料 1

区 分 市 区 町 村 名	令 2 国 調 人 口 (確定) B	令 4 推 計 人 口 (10月)	令 5 推 計 人 口 (10月)	令 6 推 計 人 口 (10月)	令 7 国 調 人 口 (5月速報値) A	定 数	1 人 当 た り 人 口	1人当たり人口の較差 (最少選挙区から○倍)		令 7 国 調 人 口 と 令 2 国 調 人 口 と の 差 (A－B)
								R2	R7 (太字箇所はR2から較差拡大)	
北 区	117,165	116,306	115,469	114,543	114,349	3	38,116	1.23	1.28	△ 2,816
上 京 区	83,832	83,561	83,656	83,407	83,091	2	41,546	1.32	1.39	△ 741
左 京 区	166,039	165,031	164,550	163,518	162,387	3	54,129	1.74	1.81	△ 3,652
中 京 区	110,488	109,904	110,221	110,783	111,400	3	37,133	1.16	1.24	912
東 山 区	36,602	35,565	35,512	35,324	35,193	1	35,193	1.15	1.18	△ 1,409
山 科 区	135,101	132,972	131,739	130,835	128,356	3	42,785	1.41	1.43	△ 6,745
下 京 区	82,784	82,627	83,231	83,724	84,519	2	42,260	1.30	1.41	1,735
南 区	101,970	101,628	102,021	102,313	102,742	3	34,247	1.07	1.15	772
右 京 区	202,047	200,317	199,591	198,639	196,376	5	39,275	1.27	1.31	△ 5,671
西 京 区	149,837	146,736	145,079	143,803	143,118	3	47,706	1.57	1.60	△ 6,719
伏 見 区	277,858	274,317	272,417	270,488	270,182	6	45,030	1.45	1.51	△ 7,676
福 知 山 市	77,306	76,402	75,639	74,749	73,549	2	36,775	1.21	1.23	△ 3,757
舞 鶴 市	80,336	77,944	76,512	75,083	73,091	2	36,546	1.26	1.22	△ 7,245
綾 部 市	31,846	31,004	30,568	30,111	29,885	1	29,885	最少 1.00	最少 1.00	△ 1,961
宇治市及び 久世郡	194,880	191,902	190,607	188,965	187,719	5	37,544	1.22	1.26	△ 7,161
宇 治 市	179,630	176,915	175,719	174,287	173,036					△ 6,594
久 御 山 町	15,250	14,987	14,888	14,678	14,683					△ 567
宮津市及び 与謝郡	38,778	37,197	36,337	35,512	34,814	1	34,814	1.22	1.16	△ 3,964
宮 津 市	16,758	16,096	15,663	15,309	15,086					△ 1,672
伊 根 町	1,928	1,844	1,799	1,747	1,691					△ 237
与 謝 野 町	20,092	19,257	18,875	18,456	18,037					△ 2,055
亀 岡 市	86,174	85,352	85,075	84,596	83,245	2	41,623	1.35	1.39	△ 2,929
城 陽 市	74,607	73,494	72,814	72,218	71,769	2	35,885	1.17	1.20	△ 2,838
向 日 市	56,859	56,377	56,049	55,828	55,262	1	55,262	1.79	1.85	△ 1,597
長岡京市及び 乙訓郡	96,561	97,538	98,025	98,118	97,571	2	48,786	1.52	1.63	1,010
長 岡 京 市	80,608	81,296	81,806	81,856	81,611					1,003
大 山 崎 町	15,953	16,242	16,219	16,262	15,960					7
八 幡 市	70,433	69,624	69,222	68,753	67,613	2	33,807	1.11	1.13	△ 2,820
京田辺市及び 綴喜郡	90,070	90,186	90,692	90,753	89,823	2	44,912	1.41	1.50	△ 247
京 田 辺 市	73,753	74,412	75,024	75,235	74,345					592
井 手 町	7,406	7,129	7,094	7,082	7,025					△ 381
宇治田原町	8,911	8,645	8,574	8,436	8,453					△ 458
京 丹 後 市	50,860	49,257	48,254	47,336	46,712	1	46,712	1.60	1.56	△ 4,148
南丹市及び 船井郡	44,536	43,333	42,645	41,763	41,401	1	41,401	1.40	1.39	△ 3,135
南 丹 市	31,629	31,058	30,638	30,098	30,051					△ 1,578
京 丹 波 町	12,907	12,275	12,007	11,665	11,350					△ 1,557
木津川市及び 相楽郡	121,118	121,830	121,070	120,100	118,580	2	59,290	最大 1.90	最大 1.98	△ 2,538
木 津 川 市	77,907	79,242	79,015	78,548	77,972					65
笠 置 町	1,144	1,050	1,008	963	953					△ 191
和 束 町	3,478	3,312	3,227	3,102	2,977					△ 501
精 華 町	36,198	35,921	35,578	35,307	34,537					△ 1,661
南 山 城 村	2,391	2,305	2,242	2,180	2,141					△ 250
京 都 市 計	1,463,723	1,448,964	1,443,486	1,437,377	1,431,713	34	42,109	1.35	1.41	△ 32,010
京 都 市 以 外 の 計	1,114,364	1,101,440	1,093,509	1,083,885	1,071,034	26	41,194	1.35	1.38	△ 43,330
京 都 府 計	2,578,087	2,550,404	2,536,995	2,521,262	2,502,747	60	41,712	1.35	1.40	△ 75,340

※推計人口とは：直近の国勢調査の人口及び世帯数を基礎として、各市町村から提供された1か月間の住民票の移動数を加減することにより推計したもの

資料 2

選挙区別議員 1 人当たり人口と較差

〔令和 2 年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和2年国勢 調査確定値	議員 1 人 当たり人口	指数
1	木津川市及び相楽郡	2	121, 118	60, 559	1. 90
2	向日市	1	56, 859	56, 859	1. 79
3	京都市左京区	3	166, 039	55, 346	1. 74
4	京丹後市	1	50, 860	50, 860	1. 60
5	京都市西京区	3	149, 837	49, 946	1. 57
6	長岡京市及び乙訓郡	2	96, 561	48, 281	1. 52
7	京都市伏見区	6	277, 858	46, 310	1. 45
8	京田辺市及び綴喜郡	2	90, 070	45, 035	1. 41
9	京都市山科区	3	135, 101	45, 034	1. 41
10	南丹市及び船井郡	1	44, 536	44, 536	1. 40
11	亀岡市	2	86, 174	43, 087	1. 35
12	京都市上京区	2	83, 832	41, 916	1. 32
13	京都市下京区	2	82, 784	41, 392	1. 30
14	京都市右京区	5	202, 047	40, 409	1. 27
15	舞鶴市	2	80, 336	40, 168	1. 26
16	京都市北区	3	117, 165	39, 055	1. 23
17	宇治市及び久世郡	5	194, 880	38, 976	1. 22
18	宮津市及び与謝郡	1	38, 778	38, 778	1. 22
19	福知山市	2	77, 306	38, 653	1. 21
20	城陽市	2	74, 607	37, 304	1. 17
21	京都市中京区	3	110, 488	36, 829	1. 16
22	京都市東山区	1	36, 602	36, 602	1. 15
23	八幡市	2	70, 433	35, 217	1. 11
24	京都市南区	3	101, 970	33, 990	1. 07
25	綾部市	1	31, 846	31, 846	1. 00
合 計		60	2, 578, 087	42, 968	

選挙区別議員 1 人当たり人口と較差

資料 3

〔令和 7 年国勢調査速報値〕

	選挙区名	議員数	令和7年国勢調査速報値	議員 1 人 当たり人口	指数	R2国勢調査からの 指数の増減
1	木津川市及び相楽郡	2	118,580	59,290	1.98	0.08
2	向日市	1	55,262	55,262	1.85	0.06
3	京都市左京区	3	162,387	54,129	1.81	0.07
4	長岡京市及び乙訓郡	2	97,571	48,786	1.63	0.12
5	京都市西京区	3	143,118	47,706	1.60	0.03
6	京丹後市	1	46,712	46,712	1.56	-0.03
7	京田辺市及び綴喜郡	2	89,823	44,912	1.50	0.09
8	京都市伏見区	6	270,182	45,030	1.51	0.05
9	京都市山科区	3	128,356	42,785	1.43	0.02
10	京都市下京区	2	84,519	42,260	1.41	0.11
11	亀岡市	2	83,245	41,623	1.39	0.04
12	京都市上京区	2	83,091	41,546	1.39	0.07
13	南丹市及び船井郡	1	41,401	41,401	1.39	-0.01
14	京都市右京区	5	196,376	39,275	1.31	0.05
15	京都市北区	3	114,349	38,116	1.28	0.05
16	宇治市及び久世郡	5	187,719	37,544	1.26	0.03
17	京都市中京区	3	111,400	37,133	1.24	0.09
18	福知山市	2	73,549	36,775	1.23	0.02
19	舞鶴市	2	73,091	36,546	1.22	-0.04
20	城陽市	2	71,769	35,885	1.20	0.03
21	京都市東山区	1	35,193	35,193	1.18	0.03
22	宮津市及び与謝郡	1	34,814	34,814	1.16	-0.05
23	京都市南区	3	102,742	34,247	1.15	0.08
24	八幡市	2	67,613	33,807	1.13	0.03
25	綾部市	1	29,885	29,885	1.00	0.00
合 計		60	2,502,747	41,712		

資料 4

選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】

7と8、7と9、7と10のそれぞれが逆転選挙区であり、R2とR7とで状況に変化はない。

〔令和2年国勢調査確定値〕

	選挙区名	議員数	令和2年国勢調査確定値	議員1人 当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	277,858	46,310	1.45
2	京都市右京区	5	202,047	40,409	1.27
3	宇治市及び久世郡	5	194,880	38,976	1.22
4	京都市左京区	3	166,039	55,346	1.74
5	京都市西京区	3	149,837	49,946	1.57
6	京都市山科区	3	135,101	45,034	1.41
7	木津川市及び相楽郡	2	121,118	60,559	1.90
8	京都市北区	3	117,165	39,055	1.23
9	京都市中京区	3	110,488	36,829	1.16
10	京都市南区	3	101,970	33,990	1.07
11	長岡京市及び乙訓郡	2	96,561	48,281	1.52
12	京田辺市及び綴喜郡	2	90,070	45,035	1.41
13	亀岡市	2	86,174	43,087	1.35
14	京都市上京区	2	83,832	41,916	1.32
15	京都市下京区	2	82,784	41,392	1.30
16	舞鶴市	2	80,336	40,168	1.26
17	福知山市	2	77,306	38,653	1.21
18	城陽市	2	74,607	37,304	1.17
19	八幡市	2	70,433	35,217	1.11
20	向日市	1	56,859	56,859	1.79
21	京丹後市	1	50,860	50,860	1.60
22	南丹市及び船井郡	1	44,536	44,536	1.40
23	宮津市及び与謝郡	1	38,778	38,778	1.22
24	京都市東山区	1	36,602	36,602	1.15
25	綾部市	1	31,846	31,846	1.00
合 計		60	2,578,087	42,968	

逆転

【逆転選挙区とは】

2つの選挙区を比較した際に、それぞれの「選挙区人口の多寡」と「選挙区議員定数の多寡」が逆転している組み合わせをいう。

(例) A選挙区(選挙区人口:10万人、選挙区議員定数:2名)と

B選挙区(選挙区人口:9万人、選挙区議員定数:3名)は逆転選挙区

※選挙区人口:A選挙区>B選挙区、選挙区議員定数:A選挙区<B選挙区

選挙区別人口と議員数【逆転選挙区】

資料5

〔令和7年国勢調査速報値〕

	選挙区名	議員数	令和7年国勢調査速報値	議員1人当たり人口	指数
1	京都市伏見区	6	270,182	45,030	1.51
2	京都市右京区	5	196,376	39,275	1.31
3	宇治市及び久世郡	5	187,719	37,544	1.26
4	京都市左京区	3	162,387	54,129	1.81
5	京都市西京区	3	143,118	47,706	1.60
6	京都市山科区	3	128,356	42,785	1.43
7	木津川市及び相楽郡	2	118,580	59,290	1.98
8	京都市北区	3	114,349	38,116	1.28
9	京都市中京区	3	111,400	37,133	1.24
10	京都市南区	3	102,742	34,247	1.15
11	長岡京市及び乙訓郡	2	97,571	48,786	1.63
12	京田辺市及び綴喜郡	2	89,823	44,912	1.50
13	京都市下京区	2	84,519	42,260	1.41
14	亀岡市	2	83,245	41,623	1.39
15	京都市上京区	2	83,091	41,546	1.39
16	福知山市	2	73,549	36,775	1.23
17	舞鶴市	2	73,091	36,546	1.22
18	城陽市	2	71,769	35,885	1.20
19	八幡市	2	67,613	33,807	1.13
20	向日市	1	55,262	55,262	1.85
21	京丹後市	1	46,712	46,712	1.56
22	南丹市及び船井郡	1	41,401	41,401	1.39
23	京都市東山区	1	35,193	35,193	1.18
24	宮津市及び与謝郡	1	34,814	34,814	1.16
25	綾部市	1	29,885	29,885	1.00
合 計		60	2,502,747	41,712	

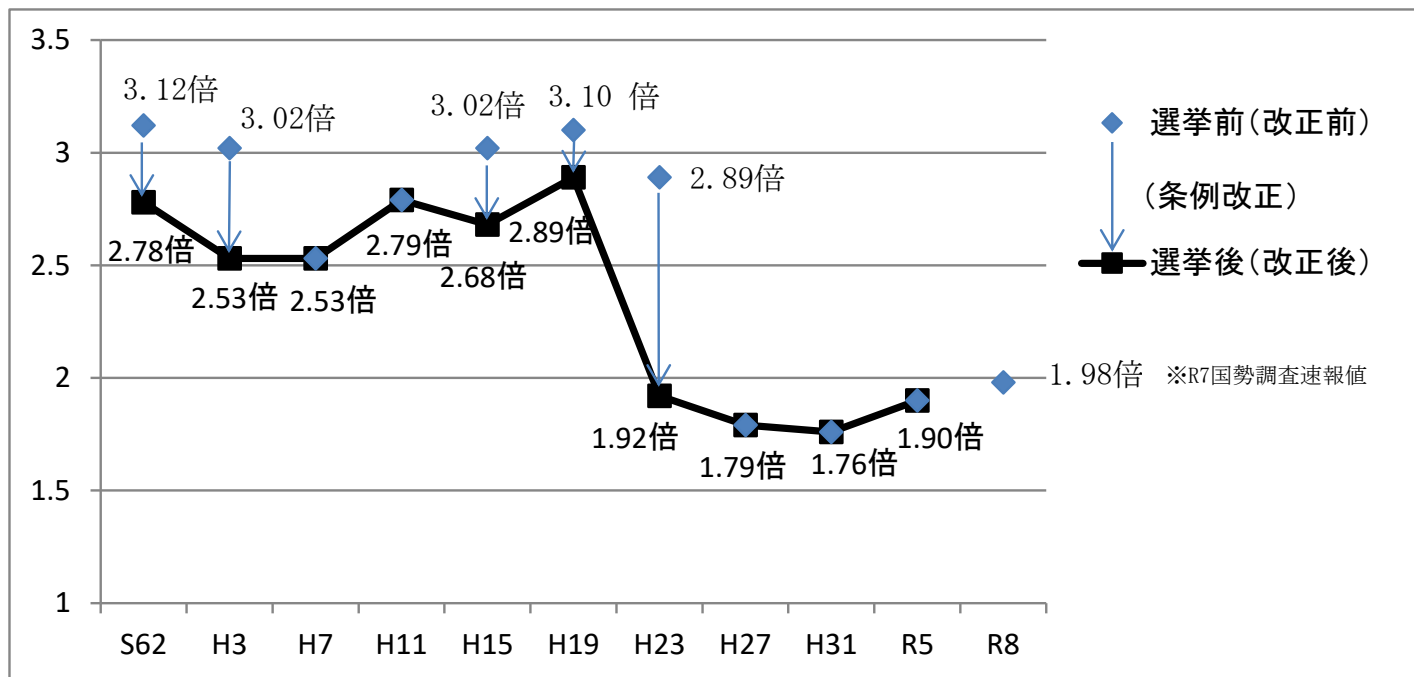
逆転

資料6

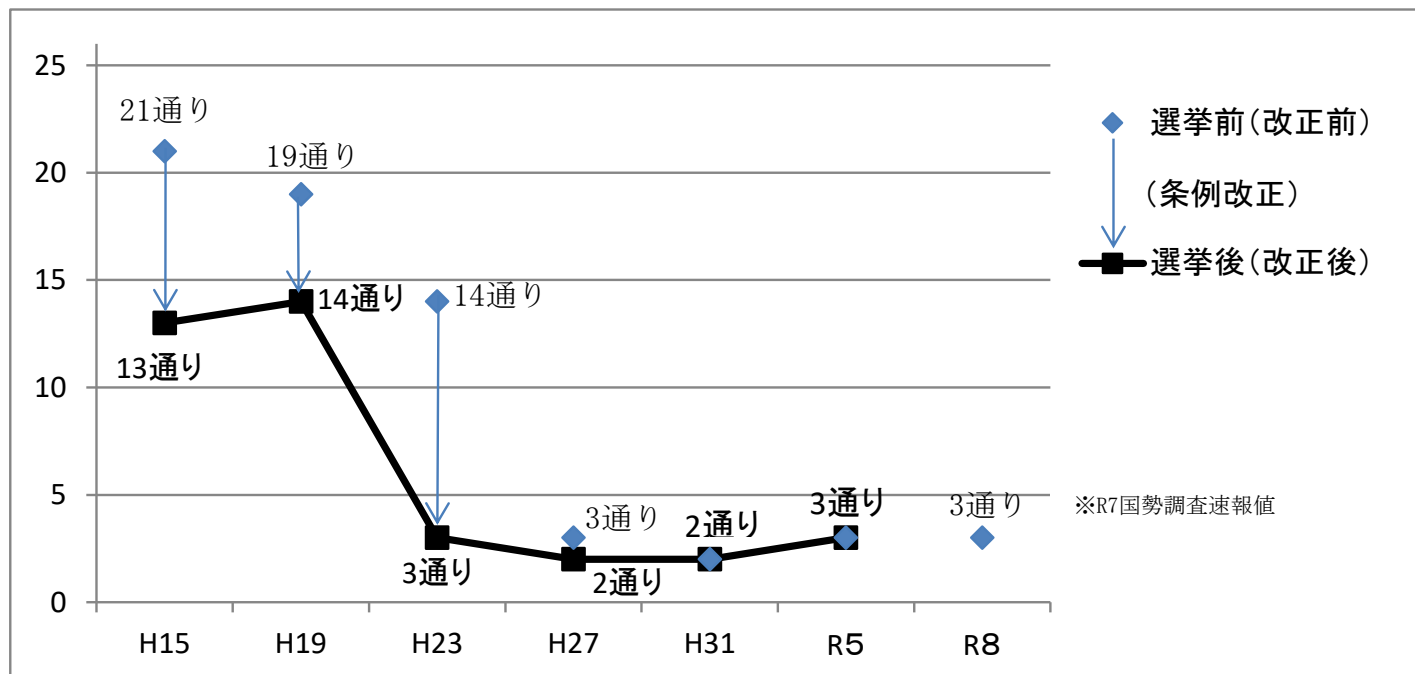
選挙区及び定数の経過

平11年 一般選挙		平15年 一般選挙		平19年 一般選挙		平23年 一般選挙		平27、31、令5年 一般選挙	
選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数	選挙区	定数
北区	4	北区	3	北区	3	北区	3	北区	3
上京区	3	上京区	2	上京区	2	上京区	2	上京区	2
左京区	5	左京区	5	左京区	5	左京区	4	左京区	3
中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3	中京区	3
東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1	東山区	1
山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3	山科区	3
下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2	下京区	2
南区	3	南区	3	南区	3	南区	3	南区	3
右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5	右京区	5
西京区	2	西京区	2	西京区	2	西京区	3	西京区	3
伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6	伏見区	6
福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市、 天田郡及び 加佐郡	2	福知山市	2	福知山市	2	福知山市	2
舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	3	舞鶴市	2	舞鶴市	2
綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1	綾部市	1
宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	4	宇治市及び 久世郡	5
城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2	城陽市	2
宮津市及び 与謝郡	2	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1	宮津市及び 与謝郡	1
亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2	亀岡市	2
向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1	向日市	1
長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2	長岡京市及び 乙訓郡	2
八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2	八幡市	2
京田辺市及び 綴喜郡	1	京田辺市及び 綴喜郡	1	京田辺市及び 綴喜郡	2	京田辺市及び 綴喜郡	2	京田辺市及び 綴喜郡	2
中郡及び 熊野郡	1	中郡及び 熊野郡	1	京丹後市	1	京丹後市	1	京丹後市	1
竹野郡	1	竹野郡	1						
北桑田郡及び 船井郡	2	北桑田郡及び 船井郡	2	南丹市及び 船井郡	2	南丹市及び 船井郡	1	南丹市及び 船井郡	1
相楽郡	2	相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2	木津川市及び 相楽郡	2
計	65	計	62	計	62	計	60	計	60
平成9年京都府条 例第2号（一部改 正） （平成8年9月 議会提出（知 事提出、京田 辺市の市制施 行に伴う改正））		平成14年京都府条 例第35号（一部改 正） （平成14年6月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正））		平成18年京都府条 例第36号（一部改 正） （平成18年9月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正））		平成22年京都府条 例第32号（一部改 正） （平成22年9月 議会提出（平 17年国調を基 礎として改正））		平成26年京都府条 例第48号（一部改 正） （平成26年9月 議会提出（平 22年国調を基 礎として改正））	
		【3減】		【1増1減】		【1増3減】		【1増1減】	
								※ 平31、令5年 選挙時改正なし	

「1票の較差」の推移



「逆転選挙区」の数の推移



資料 8

市区町村別配当基数

市区町村名	区分	令和 2 年国勢調査		令和 7 年国勢調査		配当基数 増 減 (R7-R2)
		人 口	配当基数	人 口	配当基数	
1 北 区	北 区	117,165	2.727	114,349	2.741	0.015
2 上 京 区	上 京 区	83,832	1.951	83,091	1.992	0.041
3 左 京 区	左 京 区	166,039	3.864	162,387	3.893	0.029
4 中 京 区	中 京 区	110,488	2.571	111,400	2.671	0.099
5 東 山 区	東 山 区	36,602	0.852	35,193	0.844	▲ 0.008
6 山 科 区	山 科 区	135,101	3.144	128,356	3.077	▲ 0.067
7 下 京 区	下 京 区	82,784	1.927	84,519	2.026	0.100
8 南 区	南 区	101,970	2.373	102,742	2.463	0.090
9 右 京 区	右 京 区	202,047	4.702	196,376	4.708	0.006
10 西 京 区	西 京 区	149,837	3.487	143,118	3.431	▲ 0.056
11 伏 見 区	伏 見 区	277,858	6.467	270,182	6.477	0.011
12 福 知 山 市	福 知 山 市	77,306	1.799	73,549	1.763	▲ 0.036
13 舞 鶴 市	舞 鶴 市	80,336	1.870	73,091	1.752	▲ 0.117
14 綾 部 市	綾 部 市	31,846	0.741	29,885	0.716	▲ 0.025
15 宇 治 市 及 び 久 世 郡	宇 治 市	194,880	4.535	187,719	4.500	▲ 0.035
	久 御 山 町	179,630	4.181	173,036	4.148	▲ 0.032
	久 御 山 町	15,250	0.355	14,683	0.352	▲ 0.003
16 宮 津 市 及 び 与 謝 郡	宮 津 市	38,778	0.902	34,814	0.835	▲ 0.068
	伊 根 町	16,758	0.390	15,086	0.362	▲ 0.028
	与 謝 野 町	1,928	0.045	1,691	0.041	▲ 0.004
	与 謝 野 町	20,092	0.468	18,037	0.432	▲ 0.035
17 亀 岡 市	亀 岡 市	86,174	2.006	83,245	1.996	▲ 0.010
18 城 陽 市	城 陽 市	74,607	1.736	71,769	1.721	▲ 0.016
19 向 日 市	向 日 市	56,859	1.323	55,262	1.325	0.002
20 長 岡 京 市 及 び 乙 訓 郡	長 岡 京 市	96,561	2.247	97,571	2.339	0.092
	大 山 崎 町	80,608	1.876	81,611	1.957	0.081
	大 山 崎 町	15,953	0.371	15,960	0.383	0.011
21 八 幡 市	八 幡 市	70,433	1.639	67,613	1.621	▲ 0.018
22 京 田 辺 市 及 び 綴 喜 郡	京 田 辺 市	90,070	2.096	89,823	2.153	0.057
	井 手 町	73,753	1.716	74,345	1.782	0.066
	宇 治 田 原 町	7,406	0.172	7,025	0.168	▲ 0.004
	宇 治 田 原 町	8,911	0.207	8,453	0.203	▲ 0.005
23 京 丹 後 市	京 丹 後 市	50,860	1.184	46,712	1.120	▲ 0.064
24 南 丹 市 及 び 船 井 郡	南 丹 市	44,536	1.036	41,401	0.993	▲ 0.044
	京 丹 波 町	31,629	0.736	30,051	0.720	▲ 0.016
	京 丹 波 町	12,907	0.300	11,350	0.272	▲ 0.028
25 木 津 川 市 及 び 相 楽 郡	木 津 川 市	121,118	2.819	118,580	2.843	0.024
	笠 置 町	77,907	1.813	77,972	1.869	0.056
	和 束 町	1,144	0.027	953	0.023	▲ 0.004
	精 華 町	3,478	0.081	2,977	0.071	▲ 0.010
	南 山 城 村	36,198	0.842	34,537	0.828	▲ 0.014
	南 山 城 村	2,391	0.056	2,141	0.051	▲ 0.004
京 都 市 計		1,463,723		1,431,713		
京 都 市 以 外 の 計		1,114,364		1,071,034		
京 都 府 計		2,578,087		2,502,747		

※ 配当基数＝選挙区人口÷(A)議員 1 人当りの人口

【令和 2 年国勢調査】
(A)＝42,968.12
 ＝2,578,087(人口)/60(議員定数)

【令和 7 年国勢調査】
(A)＝41,712.45
 ＝2,502,747(人口)/60(議員定数)

市町村・選挙区ごとの人口の推移(国勢調査)

資料 9

区分		現定数	平17国調人口 (確定) (H17. 10. 1)	平22国調人口 (確定) (H22. 10. 1)	増減 (H22－H17) 【5年間】	平27国調人口 (確定) (H27. 10. 1)	増減 (H27－H22) 【5年間】	令2国調人口 (確定) (R3. 11. 30)	増減 (R2－H27) 【5年間】	令7国調人口 (速報) (R8. 5. 29)	増減 (R7－R2) 【5年間】	配当 基数	議員1人当 たり人口	1票の 較差
市 区 町 村 名														
1	北 区	3	124,266	122,037	△ 2,229	119,474	△ 2,563	117,165	△ 2,309	114,349	△ 2,816	2,741	38,116	1.28
2	上 京 区	2	83,534	83,264	△ 270	85,113	1,849	83,832	△ 1,281	83,091	△ 741	1,992	41,546	1.39
3	左 京 区	3	169,587	168,802	△ 785	168,266	△ 536	166,039	△ 2,227	162,387	△ 3,652	3,893	54,129	1.81
4	中 京 区	3	102,129	105,306	3,177	109,341	4,035	110,488	1,147	111,400	912	2,671	37,133	1.24
5	東 山 区	1	42,464	40,528	△ 1,936	39,044	△ 1,484	36,602	△ 2,442	35,193	△ 1,409	0.844	35,193	1.18
6	山 科 区	3	136,670	136,045	△ 625	135,471	△ 574	135,101	△ 370	128,356	△ 6,745	3,077	42,785	1.43
7	下 京 区	2	75,437	79,287	3,850	82,668	3,381	82,784	116	84,519	1,735	2,026	42,260	1.41
8	南 区	3	98,193	98,744	551	99,927	1,183	101,970	2,043	102,742	772	2,463	34,247	1.15
9	右 京 区	5	202,356	202,943	587	204,262	1,319	202,047	△ 2,215	196,376	△ 5,671	4,708	39,275	1.31
0	西 京 区	3	154,756	152,974	△ 1,782	150,962	△ 2,012	149,837	△ 1,125	143,118	△ 6,719	3,431	47,706	1.60
1	伏 見 区	6	285,419	284,085	△ 1,334	280,655	△ 3,430	277,858	△ 2,797	270,182	△ 7,676	6,477	45,030	1.51
2	福 知 山 市	2	81,977	79,652	△ 2,325	78,935	△ 717	77,306	△ 1,629	73,549	△ 3,757	1,763	36,775	1.23
3	舞 鶴 市	2	91,733	88,669	△ 3,064	83,990	△ 4,679	80,336	△ 3,654	73,091	△ 7,245	1,752	36,546	1.22
4	綾 部 市	1	37,755	35,836	△ 1,919	33,821	△ 2,015	31,846	△ 1,975	29,885	△ 1,961	0.716	29,885	1.00
5	宇治市及び久世郡	5	206,201	205,523	△ 678	200,483	△ 5,040	194,880	△ 5,603	187,719	△ 7,161	4,500	37,544	1.26
	宇 治 市		189,591	189,609	18	184,678	△ 4,931	179,630	△ 5,048	173,036	△ 6,594	4,148		
	久 御 山 町		16,610	15,914	△ 696	15,805	△ 109	15,250	△ 555	14,683	△ 567	0.352		
6	宮津市及び与謝郡	1	49,136	45,812	△ 3,324	42,370	△ 3,442	38,778	△ 3,592	34,814	△ 3,964	0.835	34,814	1.16
	宮 津 市		21,512	19,948	△ 1,564	18,426	△ 1,522	16,758	△ 1,668	15,086	△ 1,672	0.362		
	伊 根 町		2,718	2,410	△ 308	2,110	△ 300	1,928	△ 182	1,691	△ 237	0.041		
	与 謝 野 町		24,906	23,454	△ 1,452	21,834	△ 1,620	20,092	△ 1,742	18,037	△ 2,055	0.432		
7	亀 岡 市	2	93,996	92,399	△ 1,597	89,479	△ 2,920	86,174	△ 3,305	83,245	△ 2,929	1,996	41,623	1.39
8	城 陽 市	2	81,636	80,037	△ 1,599	76,869	△ 3,168	74,607	△ 2,262	71,769	△ 2,838	1,721	35,885	1.20
9	向 日 市	1	55,041	54,328	△ 713	53,380	△ 948	56,859	3,479	55,262	△ 1,597	1,325	55,262	1.85
0	長岡京市及び乙訓郡	2	93,526	94,965	1,439	95,271	306	96,561	1,290	97,571	1,010	2,339	48,786	1.63
	長 岡 京 市		78,335	79,844	1,509	80,090	246	80,608	518	81,611	1,003	1,957		
	大 山 崎 町		15,191	15,121	△ 70	15,181	60	15,953	772	15,960	7	0.383		
1	八 幡 市	2	74,252	74,227	△ 25	72,664	△ 1,563	70,433	△ 2,231	67,613	△ 2,820	1,621	33,807	1.13
2	京田辺市及び綴喜郡	2	83,019	86,068	3,049	88,064	1,996	90,070	2,006	89,823	△ 247	2,153	44,912	1.50
	京 田 辺 市		64,008	67,910	3,902	70,835	2,925	73,753	2,918	74,345	592	1,782		
	井 手 町		8,951	8,447	△ 504	7,910	△ 537	7,406	△ 504	7,025	△ 381	0.168		
	宇治田原町		10,060	9,711	△ 349	9,319	△ 392	8,911	△ 408	8,453	△ 458	0.203		
3	京 丹 後 市	1	62,723	59,038	△ 3,685	55,054	△ 3,984	50,860	△ 4,194	46,712	△ 4,148	1,120	46,712	1.56
4	南丹市及び船井郡	1	53,629	50,946	△ 2,683	47,598	△ 3,348	44,536	△ 3,062	41,401	△ 3,135	0.993	41,401	1.39
	南 丹 市		36,736	35,214	△ 1,522	33,145	△ 2,069	31,629	△ 1,516	30,051	△ 1,578	0.720		
	京 丹 波 町		16,893	15,732	△ 1,161	14,453	△ 1,279	12,907	△ 1,546	11,350	△ 1,557	0.272		
5	木津川市及び相楽郡	2	108,225	114,577	6,352	117,192	2,615	121,118	3,926	118,580	△ 2,538	2,843	59,290	1.98
	木 津 川 市		63,649	69,761	6,112	72,840	3,079	77,907	5,067	77,972	65	1,869		
	笠 置 町		1,876	1,626	△ 250	1,368	△ 258	1,144	△ 224	953	△ 191	0.023		
	和 束 町		4,998	4,482	△ 516	3,956	△ 526	3,478	△ 478	2,977	△ 501	0.071		
	精 華 町		34,236	35,630	1,394	36,376	746	36,198	△ 178	34,537	△ 1,661	0.828		
	南 山 城 村		3,466	3,078	△ 388	2,652	△ 426	2,391	△ 261	2,141	△ 250	0.051		
京 都 市 計		34	1,474,811	1,474,015	△ 796	1,475,183	1,168	1,463,723	△ 11,460	1,431,713	△ 32,010		42,109	
京 都 市 以 外 の 計		26	1,172,849	1,162,077	△ 10,772	1,135,170	△ 26,907	1,114,364	△ 20,806	1,071,034	△ 43,330		41,194	
京 都 府 計		60	2,647,660	2,636,092	△ 11,568	2,610,353	△ 25,739	2,578,087	△ 32,266	2,502,747	△ 75,340		41,712	

資料10

選挙区別将来推計人口
(令和5年京都府統計書をもとに作成)

	選挙区名	令和2年 (国勢調査) 人	令和7年 (国勢調査) 人	令和12年 (将来推計人口) 人	人口増減 (令和2～7年) (R7/R2) %	人口増減 (令和2～12年) (R12/R2) %
1	北区	117,165	114,349	111,030	97.60%	94.76%
2	上京区	83,832	83,091	82,201	99.12%	98.05%
3	左京区	166,039	162,387	161,276	97.80%	97.13%
4	中京区	110,488	111,400	111,673	100.83%	101.07%
5	東山区	36,602	35,193	34,032	96.15%	92.98%
6	山科区	135,101	128,356	128,470	95.01%	95.09%
7	下京区	82,784	84,519	83,959	102.10%	101.42%
8	南区	101,970	102,742	101,079	100.76%	99.13%
9	右京区	202,047	196,376	195,752	97.19%	96.88%
10	西京区	149,837	143,118	138,996	95.52%	92.76%
11	伏見区	277,858	270,182	263,396	97.24%	94.80%
12	福知山市	77,306	73,549	72,613	95.14%	93.93%
13	舞鶴市	80,336	73,091	71,362	90.98%	88.83%
14	綾部市	31,846	29,885	27,868	93.84%	87.51%
15	宇治市及び久世郡	194,880	187,719	178,889	96.33%	91.79%
16	宮津市及び与謝郡	38,778	34,814	31,880	89.78%	82.21%
17	亀岡市	86,174	83,245	78,412	96.60%	90.99%
18	城陽市	74,607	71,769	67,413	96.20%	90.36%
19	向日市	56,859	55,262	54,918	97.19%	96.59%
20	長岡京市及び乙訓郡	96,561	97,571	93,978	101.05%	97.33%
21	八幡市	70,433	67,613	64,299	96.00%	91.29%
22	京田辺市及び綴喜郡	90,070	89,823	89,333	99.73%	99.18%
23	京丹後市	50,860	46,712	42,996	91.84%	84.54%
24	南丹市及び船井郡	44,536	41,401	38,640	92.96%	86.76%
25	木津川市及び相楽郡	121,118	118,580	120,727	97.90%	99.68%
合 計		2,578,087	2,502,747	2,445,192	97.08%	94.85%

選挙区別流出流入人口(夜間人口、昼間人口)
(令和5年京都府統計書より) 単位:人

資料11

	選挙区名	令和2年 国調人口 (夜間人口)※	流出 人口	流入 人口	昼間 人口	流入超過 人数	流入超過 割合(%)
1	北区	117,165	27,205	30,826	120,786	3,621	3.09%
2	上京区	83,832	20,299	35,738	99,271	15,439	18.42%
3	左京区	166,039	31,563	39,995	174,471	8,432	5.08%
4	中京区	110,488	27,792	69,702	152,398	41,910	37.93%
5	東山区	36,602	7,818	23,024	51,808	15,206	41.54%
6	山科区	135,101	30,153	19,569	124,517	-10,584	-7.83%
7	下京区	82,784	20,842	71,117	133,059	50,275	60.73%
8	南区	101,970	22,992	57,460	136,438	34,468	33.80%
9	右京区	202,047	46,569	35,406	190,884	-11,163	-5.52%
10	西京区	149,837	38,853	17,222	128,206	-21,631	-14.44%
11	伏見区	277,858	60,131	56,761	274,488	-3,370	-1.21%
12	福知山市	77,306	6,246	10,208	81,268	3,962	5.13%
13	舞鶴市	80,336	5,639	4,006	78,703	-1,633	-2.03%
14	綾部市	31,846	4,629	5,854	33,071	1,225	3.85%
15	宇治市及び久世郡	194,880	51,262	42,595	186,213	-8,667	-4.45%
16	宮津市及び与謝郡	38,778	6,730	5,863	37,911	-867	-2.24%
17	亀岡市	86,174	18,233	7,507	75,448	-10,726	-12.45%
18	城陽市	74,607	21,219	11,067	64,455	-10,152	-13.61%
19	向日市	56,859	20,795	9,143	45,207	-11,652	-20.49%
20	長岡京市及び乙訓郡	96,561	32,392	22,779	86,948	-9,613	-9.96%
21	八幡市	70,433	19,066	12,574	63,941	-6,492	-9.22%
22	京田辺市及び綴喜郡	90,070	25,844	24,908	89,134	-936	-1.04%
23	京丹後市	50,860	3,739	2,370	49,491	-1,369	-2.69%
24	南丹市及び船井郡	44,536	8,243	9,124	45,417	881	1.98%
25	木津川市及び相楽郡	121,118	39,267	16,971	98,822	-22,296	-18.41%
合 計		2,578,087	597,521	641,789	2,622,355	44,268	1.72%

※ 国勢調査人口は常住人口(=夜間人口)で集計される。

京都府議会議員の選挙区配置と定数(府内地図)



※ ○の数字は議員定数

議員定数に関する全国状況等

○ 選挙区・定数の見直しに係る全国状況（令和 7 年 11 月 1 日現在）【資料 14】参照

検討済み：3 議会（定数減：1 議会、現状維持：2 議会）

検討中：21 議会 未検討又は検討時期調整中：21 議会

<参考：令和 2 年－令和 7 年国勢調査【資料 15】参照>

① 総人口が増加した都道府県

東京、沖縄

※ R 5 統一地方選において、千葉県が定数 1 名増

② 総人口が減少した都道府県

上記以外の 45 道府県

※ R 5 統一地方選において、秋田、石川、三重、大阪、島根、佐賀の 6 府県が定数減

○ 京都府の総人口、議員定数の推移

	H17 国勢		H22 国勢	H27 国勢	R2 国勢	R7 国勢
	H19 選挙	H23 選挙	H27 選挙	H31 選挙	R5 選挙	
総人口	2,647,660		2,636,092 →(▲11,568)	2,610,353 →(▲25,739)	2,578,087 →(▲32,266)	2,502,747 →(▲75,340)
議員定数	62	60 →(▲2)	60 →(－)	60 →(－)	60 →(－)	60 →(－)
議員 1 人 当たり人口	42,704	44,128 →(1,424)	43,935 →(▲193)	43,506 →(▲429)	42,968 →(▲538)	41,712 →(▲1,256)
旧法定上限※	69		69 →(－)	69 →(－)	68 →(▲1)	67 →(▲1)

※平成 23 年改正前の地方自治法に基づき試算

○ 議員一人当たり人口の全国状況（人口は令和 7 年国勢調査）

議員一人当たり人口	都道府県（昇順）	
1 万人以上 2 万人未満	5	鳥取、高知、島根、徳島、福井
2 万人以上 3 万人未満	18	和歌山、山梨、佐賀、秋田、香川、山形、岩手、青森、富山、大分、宮崎、石川、長崎、愛媛、山口、奈良、福島、鹿児島、
3 万人以上 4 万人未満	10	沖縄、滋賀、岡山、熊本、長野、三重、栃木、群馬、 <u>宮城</u> 、 <u>新潟</u>
4 万人以上 5 万人未満	5	岐阜、 <u>京都</u> （昇順 35 位）、 <u>広島</u> 、 <u>茨城</u> 、北海道
5 万人以上 6 万人未満	2	静岡、福岡
6 万人以上 7 万人未満	2	兵庫、千葉
7 万人以上 8 万人未満	2	愛知、埼玉
8 万人以上 9 万人未満	1	神奈川
9 万人以上 10 万人未満	0	
10 万人以上	2	東京、大阪

太字下線は総人口が京都府と近い県（200 万人～300 万人）

各都道府県における選挙区・定数の点検・見直しの状況について(令和5年統一地方選以降)

(令和7年11月1日時点、全国都道府県議会議長会議事調査部調査より)

都道府県名	検討済み	検討中	未検討 又は 検討時期調整中	検討開始時期	検討結果
北海道			○		
青森県		○		R6. 3	
岩手県		○		R6. 10	
宮城県			○		
秋田県	○			R7. 9	現状維持
山形県		○		R5. 12	
福島県			○		
茨城県			○		
栃木県			○		
群馬県		○		R7. 10	
埼玉県			○		
千葉県		○		R7. 10	
神奈川県			○		
新潟県			○		
富山県		○		R7. 6	
石川県		○		R7. 2	
福井県			○		
山梨県			○		
長野県			○		
岐阜県			○		
静岡県		○		R5. 6	
愛知県			○		
三重県			○		
滋賀県		○		R7. 9	
京都府		○		R7. 6	
大阪府		○		R7. 7	
兵庫県		○		R7. 6	
奈良県		○		R7. 10	
和歌山県			○		
鳥取県	○			R5. 6	2名削減(35名→33名)
島根県			○		
岡山県			○		
広島県		○		R7. 7	
山口県		○		R7. 6	
徳島県			○		
香川県			○		
愛媛県		○		R7. 7	
高知県		○		R6. 7	
福岡県			○		
佐賀県		○		R7. 11	
長崎県		○		R7. 10	
熊本県			○		
大分県		○		R7. 9	
宮崎県	○			R7. 6	現状維持
鹿児島県		○		R5. 12	
	3	21	21		

※選挙時期が大きく異なる東京都と沖縄県は除く。

都道府県別 総人口の推移

資料 1 5

網掛け部分 の8都県は人口が増加

		平成27年 国勢調査	令和2年 国調人口	令和7年 国調人口	10年間増減（H27～R7）		5年間増減（R2～R7）		定数 見直し R5選挙
					増減数	増減率	増減数	増減率	
1	北海道	5,381,733	5,224,614	4,985,419	-396,314	-7.4%	-239,195	-4.6%	
2	青森県	1,308,265	1,237,984	1,140,395	-167,870	-12.8%	-97,589	-7.9%	
3	岩手県	1,279,594	1,210,534	1,125,502	-154,092	-12.0%	-85,032	-7.0%	
4	宮城県	2,333,899	2,301,996	2,227,240	-106,659	-4.6%	-74,756	-3.2%	
5	秋田県	1,023,119	959,502	882,100	-141,019	-13.8%	-77,402	-8.1%	-2
6	山形県	1,123,891	1,068,027	993,127	-130,764	-11.6%	-74,900	-7.0%	
7	福島県	1,914,039	1,833,152	1,711,937	-202,102	-10.6%	-121,215	-6.6%	
8	茨城県	2,916,976	2,867,009	2,791,207	-125,769	-4.3%	-75,802	-2.6%	
9	栃木県	1,974,255	1,933,146	1,864,833	-109,422	-5.5%	-68,313	-3.5%	
10	群馬県	1,973,115	1,939,110	1,867,582	-105,533	-5.3%	-71,528	-3.7%	
11	埼玉県	7,266,534	7,344,765	7,287,169	20,635	0.3%	-57,596	-0.8%	
12	千葉県	6,222,666	6,284,480	6,258,512	35,846	0.6%	-25,968	-0.4%	+1
13	東京都	13,515,271	14,047,594	14,246,219	730,948	5.4%	198,625	1.4%	
14	神奈川県	9,126,214	9,237,337	9,193,657	67,443	0.7%	-43,680	-0.5%	
15	新潟県	2,304,264	2,201,272	2,068,476	-235,788	-10.2%	-132,796	-6.0%	
16	富山県	1,066,328	1,034,814	985,675	-80,653	-7.6%	-49,139	-4.7%	
17	石川県	1,154,008	1,132,526	1,088,221	-65,787	-5.7%	-44,305	-3.9%	-2
18	福井県	786,740	766,863	729,386	-57,354	-7.3%	-37,477	-4.9%	
19	山梨県	834,930	809,974	779,912	-55,018	-6.6%	-30,062	-3.7%	
20	長野県	2,098,804	2,048,011	1,954,950	-143,854	-6.9%	-93,061	-4.5%	
21	岐阜県	2,031,903	1,978,742	1,891,489	-140,414	-6.9%	-87,253	-4.4%	
22	静岡県	3,700,305	3,633,202	3,468,845	-231,460	-6.3%	-164,357	-4.5%	
23	愛知県	7,483,128	7,542,415	7,449,403	-33,725	-0.5%	-93,012	-1.2%	
24	三重県	1,815,865	1,770,254	1,694,896	-120,969	-6.7%	-75,358	-4.3%	-3
25	滋賀県	1,412,916	1,413,610	1,392,439	-20,477	-1.4%	-21,171	-1.5%	
26	京都府	2,610,353	2,578,087	2,502,747	-107,606	-4.1%	-75,340	-2.9%	
27	大阪府	8,839,469	8,837,685	8,764,578	-74,891	-0.8%	-73,107	-0.8%	-9
28	兵庫県	5,534,800	5,465,002	5,323,825	-210,975	-3.8%	-141,177	-2.6%	
29	奈良県	1,364,316	1,324,473	1,269,180	-95,136	-7.0%	-55,293	-4.2%	
30	和歌山県	963,579	922,584	864,262	-99,317	-10.3%	-58,322	-6.3%	
31	鳥取県	573,441	553,407	523,732	-49,709	-8.7%	-29,675	-5.4%	※
32	島根県	694,352	671,126	629,460	-64,892	-9.3%	-41,666	-6.2%	-1
33	岡山県	1,921,525	1,888,432	1,808,664	-112,861	-5.9%	-79,768	-4.2%	
34	広島県	2,843,990	2,799,702	2,683,399	-160,591	-5.6%	-116,303	-4.2%	
35	山口県	1,404,729	1,342,059	1,264,006	-140,723	-10.0%	-78,053	-5.8%	
36	徳島県	755,733	719,559	675,489	-80,244	-10.6%	-44,070	-6.1%	
37	香川県	976,263	950,244	907,725	-68,538	-7.0%	-42,519	-4.5%	
38	愛媛県	1,385,262	1,334,841	1,260,088	-125,174	-9.0%	-74,753	-5.6%	
39	高知県	728,276	691,527	643,437	-84,839	-11.6%	-48,090	-7.0%	
40	福岡県	5,101,556	5,135,214	5,081,879	-19,677	-0.4%	-53,335	-1.0%	
41	佐賀県	832,832	811,442	781,214	-51,618	-6.2%	-30,228	-3.7%	-1
42	長崎県	1,377,187	1,312,317	1,232,190	-144,997	-10.5%	-80,127	-6.1%	
43	熊本県	1,786,170	1,738,301	1,678,090	-108,080	-6.1%	-60,211	-3.5%	
44	大分県	1,166,338	1,123,852	1,076,875	-89,463	-7.7%	-46,977	-4.2%	
45	宮崎県	1,104,069	1,069,576	1,018,904	-85,165	-7.7%	-50,672	-4.7%	
46	鹿児島県	1,648,177	1,588,256	1,512,969	-135,208	-8.2%	-75,287	-4.7%	
47	沖縄県	1,433,566	1,467,480	1,468,220	34,654	2.4%	740	0.1%	

※ 鳥取県は令和5年一般選挙後の令和7年3月に定数を2名削減

一票の較差に関する全国状況

(総人口：令和2年国勢調査、定数：令和7年7月31日時点)

- 令和7年国勢調査による京都府の最大較差は1.98
- 網掛け太字は総人口が京都府に近い県（200万人～300万人）
- 東京都、兵庫県、神奈川県、徳島県、北海道は特例選挙区を除いた最大較差
- 福島県は原発事故に伴う住民避難等の影響により較差が大きい状況

	都道府県	最大較差	総人口	議員定数		都道府県	最大較差	総人口	議員定数
1	沖縄県	1.27	1,467,480	48	25	山口県	2.20	1,342,059	47
2	岩手県	1.44	1,210,534	48	26	大分県	2.27	1,123,852	43
3	佐賀県	1.46	811,442	37	27	愛知県	2.28	7,542,415	102
4	滋賀県	1.63	1,413,610	44	28	長野県	2.30	2,048,011	57
5	和歌山県	1.70	922,584	42	29	熊本県	2.33	1,738,301	49
6	福井県	1.76	766,863	37	30	福岡県	2.37	5,135,214	87
7	山形県	1.80	1,068,027	43	31	青森県	2.39	1,237,984	48
8	愛媛県	1.81	1,334,841	47	32	三重県	2.39	1,770,254	48
9	富山県	1.85	1,034,814	40	33	群馬県	2.40	1,939,110	50
10	京都府	1.90	2,578,087	60	34	岡山県	2.43	1,888,432	55
11	島根県	1.94	671,126	36	35	東京都	2.48	14,047,594	127
12	山梨県	1.96	809,974	37	36	静岡県	2.57	3,633,202	68
13	秋田県	1.97	959,502	41	37	広島県	2.60	2,799,702	64
14	栃木県	1.98	1,933,146	50	38	埼玉県	2.63	7,344,765	93
15	宮崎県	1.99	1,069,576	39	39	新潟県	2.64	2,201,272	53
16	長崎県	2.02	1,312,317	46	40	千葉県	2.69	6,284,480	95
17	奈良県	2.11	1,324,473	43	41	兵庫県	2.70	5,465,002	86
18	石川県	2.11	1,132,526	41	42	高知県	2.71	691,527	37
19	鹿児島県	2.11	1,588,256	51	43	神奈川県	2.74	9,237,337	105
20	茨城県	2.13	2,867,009	62	44	徳島県	2.78	719,559	38
21	宮城県	2.16	2,301,996	59	45	岐阜県	2.91	1,978,742	46
22	香川県	2.17	950,244	41	46	北海道	3.04	5,224,614	100
23	鳥取県	2.17	553,407	33	47	福島県	5.19	1,833,152	58
24	大阪府	2.19	8,837,685	79					

逆転選挙区に関する全国状況

【令和7年7月31日現在】

逆転選挙区 のパターン	議会数	都道府県
1 通り	4	宮城、愛知、 広島、鹿児島
2 通り	2	茨城、香川
3 通り	3	岐阜、 京都 、 高知
4 通り	1	東京
7 通り	3	福島、新潟、 三重
1 6 通り	1	埼玉
2 3 通り	1	北海道
合計	15議会	

都道府県議会議員選挙における 一票の較差に関する最高裁判所判決の状況

執行年月日	選挙	最高裁判所判決			較差
平元. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平3. 4. 23	上告棄却 (事情判決)	選挙の 違法宣言	3.09
平3. 4. 7	千葉県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	上告棄却	適法	2.45
平3. 4. 7	愛知県議会議員 一般選挙	平5. 10. 22	原判決 変更	適法 適法判決中最大	2.89
平5. 6. 27	東京都議会議員 一般選挙	平7. 3. 24	上告棄却	適法	2.04
平7. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	平8. 9. 13	上告棄却	適法	2.45
平9. 7. 6	東京都議会議員 一般選挙	平11. 1. 22	上告棄却	適法	2.15
平11. 4. 11	大阪府議会議員 一般選挙	平11. 11. 9	上告棄却	適法	2.48
平11. 4. 11	千葉県議会議員 一般選挙	平12. 4. 21	上告棄却	適法	2.76
平15. 4. 13	大阪府議会議員 一般選挙	平16. 1. 16	上告棄却	適法	2.51
平23. 4. 10	新潟県議会議員 一般選挙	平24. 11. 8	上告棄却	適法	2.21
平25. 6. 23	東京都議会議員 一般選挙	平27. 1. 15	上告棄却	適法	1.92
平27. 4. 12	千葉県議会議員 一般選挙	平28. 10. 18	上告棄却	適法	2.51
平29. 7. 2	東京都議会議員 一般選挙	平31. 2. 5	上告棄却	適法	2.48
令3. 7. 4	東京都議会議員 一般選挙	令4. 10. 31	上告棄却	適法	2.54
令5. 4. 9	千葉県議会議員 一般選挙	令7. 1. 28	上告棄却	適法	2.69

※東京都は島嶼部の特例選挙区を除いた最大較差

都道府県議会議員選挙区・定数に関する法令

〔地方自治法〕

第九十条 都道府県の議会の議員の定数は、条例で定める。

②～⑦ 略

〔公職選挙法〕

(地方公共団体の議会の議員の選挙区)

第十五条 都道府県の議会の議員の選挙区は、一の市の区域、一の市の区域と隣接する町村の区域を合わせた区域又は隣接する町村の区域を合わせた区域のいずれかによることを基本とし、条例で定める。

- 2 前項の選挙区は、その人口が当該都道府県の人口を当該都道府県の議会の議員の定数をもつて除して得た数（以下この条において「議員一人当たりの人口」という。）の半数以上になるようにしなければならない。この場合において、一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けるものとする。
- 3 一の市の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であつても議員一人当たりの人口に達しないときは、隣接する他の市町村の区域と合わせて一選挙区を設けることができる。
- 4 一の町村の区域の人口が議員一人当たりの人口の半数以上であるときは、当該町村の区域をもつて一選挙区とすることができる。
- 5 一の市町村（地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）にあつては、区。以下この項において同じ。）の区域が二以上の衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区に属する区域に分かれている場合における前各項の規定の適用については、当該各区域を市町村の区域とみなすことができる。
- 6 市町村は、特に必要があるときは、その議会の議員の選挙につき、条例で選挙区を設けることができる。ただし、指定都市については、区の区域をもつて選挙区とする。
- 7 第一項から第四項まで又は前項の規定により選挙区を設ける場合においては、行政区画、衆議院（小選挙区選出）議員の選挙区、地勢、交通等の事情を総合的に考慮して合理的に行わなければならない。
- 8 各選挙区において選挙すべき地方公共団体の議会の議員の数は、人口に比例して、条例で定めなければならない。ただし、特別の事情があるときは、おおむね人口を基準とし、地域間の均衡を考慮して定めることができる。
- 9 指定都市に対し第一項から第三項までの規定を適用する場合における市の区域（市町村の区域に係るものを含む。）は、当該指定都市の区域を二以上の区域に分けた区域とする。この場合において、当該指定都市の区域を分けるに当たっては、第五項の場合を除き、区の区域を分割しないものとする。
- 10 前各項に定めるもののほか、地方公共団体の議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数に関し必要な事項は、政令で定める。

〔公職選挙法施行令〕

(人口の定義)

第百四十四条 法及びこの政令における人口は、官報で公示された最近の国勢調査又はこれに準ずる全国的な人口調査の結果による人口による。但し、官報公示の人口の調査期日以後において都道府県、郡又は市町村の境界に変更があつた場合においては、地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）第百七十六条又は第百七十七条の規定によつて都道府県知事が告示した人口による。

資料 20

京都府議会の議員の定数並びに選挙区及び各選挙区の議員の定数に関する条例

昭和54年京都府条例第1号

(議員の定数)

第1条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第90条第1項の規定により、京都府議会の議員の定数を60人とする。

(選挙区及び各選挙区の議員の定数)

第2条 公職選挙法(昭和25年法律第100号)第15条の規定により、京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区において選挙すべき議員の数を次のとおり定める。

選挙区の名称	選挙区の区域	選挙すべき 議員の数
北区	京都市北区の区域	3人
上京区	京都市上京区の区域	2人
左京区	京都市左京区の区域	3人
中京区	京都市中京区の区域	3人
東山区	京都市東山区の区域	1人
山科区	京都市山科区の区域	3人
下京区	京都市下京区の区域	2人
南区	京都市南区の区域	3人
右京区	京都市右京区の区域	5人
西京区	京都市西京区の区域	3人
伏見区	京都市伏見区の区域	6人
福知山市	福知山市の区域	2人
舞鶴市	舞鶴市の区域	2人
綾部市	綾部市の区域	1人
宇治市及び久世郡	宇治市及び久世郡久御山町の区域	5人

宮津市及び与謝郡	宮津市、与謝郡伊根町及び与謝郡与謝野町の区域	1 人
亀岡市	亀岡市の区域	2 人
城陽市	城陽市の区域	2 人
向日市	向日市の区域	1 人
長岡京市及び乙訓郡	長岡京市及び乙訓郡大山崎町の区域	2 人
八幡市	八幡市の区域	2 人
京田辺市及び綴喜郡	京田辺市、綴喜郡井手町及び綴喜郡宇治田原町の区域	2 人
京丹後市	京丹後市の区域	1 人
南丹市及び船井郡	南丹市及び船井郡京丹波町の区域	1 人
木津川市及び相楽郡	木津川市、相楽郡笠置町、相楽郡和束町、相楽郡精華町 及び相楽郡南山城村の区域	2 人

附 則

- 1 この条例は、次の一般選挙から施行する。
- 2 京都府議会の議員の選挙区及び各選挙区議員定数条例(昭和33年京都府条例第19号)は、この条例の施行に伴い廃止する。

用語集（五十音順）

一票の較差

議員 1 人当たりの有権者数の較差。定数の検討に当たっては一般的に有権者数ではなく議員一人当たり人口を比較する。

議員一人当たり人口が最小となる選挙区に対し、他の選挙区の議員一人当たり人口がその何倍になるかで表示する。（最小の選挙区については「1」となる。）

逆転選挙区

2つの選挙区を比較した際に、それぞれの「選挙区人口の多寡」と「選挙区議員定数の多寡」が逆転している組み合わせをいう。

（例）A 選挙区（選挙区人口：10 万人、選挙議員区定数：2 名）と
B 選挙区（選挙区人口：9 万人、選挙議員区定数：3 名）は逆転選挙区
（※選挙区人口：A 選挙区＞B 選挙区、選挙区議員定数：A 選挙区＜B 選挙区）

旧法定上限

平成 23 年 8 月改正以前に定められていた地方議会の総定数の上限（現在は撤廃）。自治体の人口に応じて定められており、道府県議会については以下のとおり（東京都議会については別の基準が設けられていた。）。

人口 75 万人未満	40 人
人口 75 万人以上 100 万人未満	40 人 + $\left[\frac{\text{人口} - 70 \text{ 万人}}{5 \text{ 万人}} \times \right]$ ※端数切捨て
人口 100 万人以上 618 万人未満	45 人 + $\left[\frac{\text{人口} - 93 \text{ 万人}}{7 \text{ 万人}} \times \right]$ ※端数切捨て
人口 618 万人以上	120 人

国勢調査

国内の人及び世帯の実態を把握し、各種行政施策その他の基礎資料を得ることを目的とした調査で、公職選挙法の選挙区に係る規定における「人口」は国勢調査人口を指す。

調査は5年に一度（西暦で5の倍数となる年）、10月1日を基準日に実施され、人口については、速報値と調査票の記入内容に基づいた審査を経て集計される確定値の2回に分けて公表される。

【公表時期】

速報値：令和8年5月までの公表を予定

（令和2年調査では令和3年6月25日公表）

確定値：令和8年9月までの公表を予定

（令和2年調査では令和3年11月30日公表）

将来推計人口

出生、死亡、人口移動について、実績値の動向をもとに仮定を設け、将来の人口について推計したもの。（実績値を用いてその月の人口を推計する「推計人口」とは異なる。）

京都府統計書においては、国立社会保障・人口問題研究所が公表している「日本の地域別将来推計人口」の数値を基にしている。

推計人口

直近の国勢調査の人口及び世帯数を基礎として、各市町村から提供された1か月間の住民票の移動数を加減することによりその月の人口を推計したもの。（仮定を設けて将来の人口を推計する「将来推計人口」とは異なる。）

配当基数

選挙区人口を当該都道府県全体の議員一人あたり人口で割った数値。

公職選挙法上、配当基数が0.5未満の市については、隣接する市町村と合区しなければならない（強制合区）。また0.5以上、1.0未満の市は隣接する市町村と任意で合区することができる（任意合区）。

※ 特例選挙区

昭和41年1月1日現在において設けられている選挙区については、上記の強制合区の規定に関わらず、配当基数が0.5を切っていても当分の間、合区せずに1選挙区とすることができる。

「都道府県議会においてその区域の代表が確保されるべき」との趣旨によるもので、他府県においては、島嶼部や過疎地域に適用される例がある。

なお、京都府には該当する選挙区はない。

流出・流入人口

A市町村の「流出人口」とは、A市町村に常住しA市町村以外へ通勤・通学する人口をいい、A市町村の「流入人口」とは、A市町村以外に常住しA市町村に通勤・通学する人口をいう。

国勢調査人口・推計人口は夜間人口（常住人口）であり、ここから流出人口と流入人口を引き足ししたものが中間人口となる。

$$\left(\text{「夜間人口」} - \text{「流出人口」} + \text{「流入人口」} = \text{「昼間人口」} \right)$$